

(別添)

財政状況等一覧表(平成18年度)

(百万円)

団体名 一宮町

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A) + (B)
2,443	179	2,622

1 一般会計及び特別会計の財政状況(主として普通会計に係るもの)

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	3,775	3,602	173	173	3,836	44	基金から23百万円繰入
老人福祉センター特別会計	3	20	16	16	-	-	一般会計から17百万円繰入
普通会計	3,778	3,622	157	157	3,836	44	

2 1以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの)

(百万円, %)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
国民健康保険事業特別会計	1,263	1,222	41	41	-	79	-	-	-	
老人保健特別会計	1,155	1,116	39	39	-	125	-	-	-	
介護保険特別会計	670	654	16	16	-	109	-	-	-	
一宮荘特別会計	(歳入) 105	(歳出) 97	8	(実質収支) 8	0	0	-	-	-	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	(歳入) 109	(歳出) 100	9	(実質収支) 9	717	60	-	-	-	法非適用企業

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
千葉県市町村総合事務組合	33,340	32,424	916	371	3	0.4	-	-	-	普通会計
千葉県市町村総合事務組合 (交通災害共済特別会計)	153	138	15	15	-	-	-	-	-	公営事業会計
千葉県後期高齢者医療広域連 合	40	35	5	5	0	0.4	-	-	-	
長生郡市広域市町村圏組合 (一般会計)	7,057	6,717	340	340	9,211	7.6	-	-	-	普通会計
長生郡市広域市町村圏組合 (水道事業会計)	5,475	5,514	-	39	12,452	-	100.3	0	39	法適用企業
長生郡市広域市町村圏組合 (病院事業会計)	3,025	3,623	-	598	2,868	-	83.6	0	3,720	法適用企業
長生郡市広域市町村圏組合 (火葬場・斎場事業会計)	366	349	17	17	951	-	-	-	-	普通会計
九十九里地域水道企業団	7,362	6,526	-	837	13,558	-	112.8	0	0	法適用企業 繰入金46,493千円
一宮聖苑組合	42	39	3	3	0	-	-	-	-	

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
長生郡南部開発公社	1,221	1,350	1					

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	0.60	実質収支比率	6.4
実質公債費比率	14.3	経常収支比率	87.6

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。